

祝！ 座間市指定重要文化財「表裏型顔面把手」

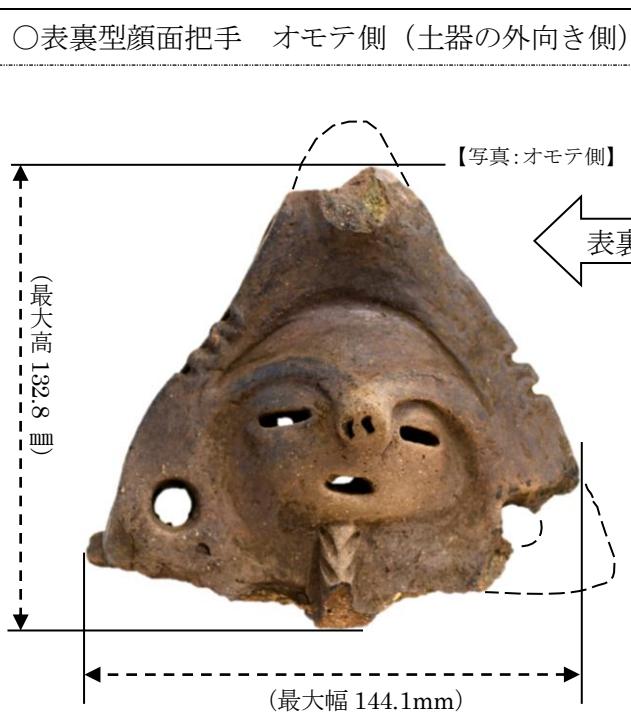
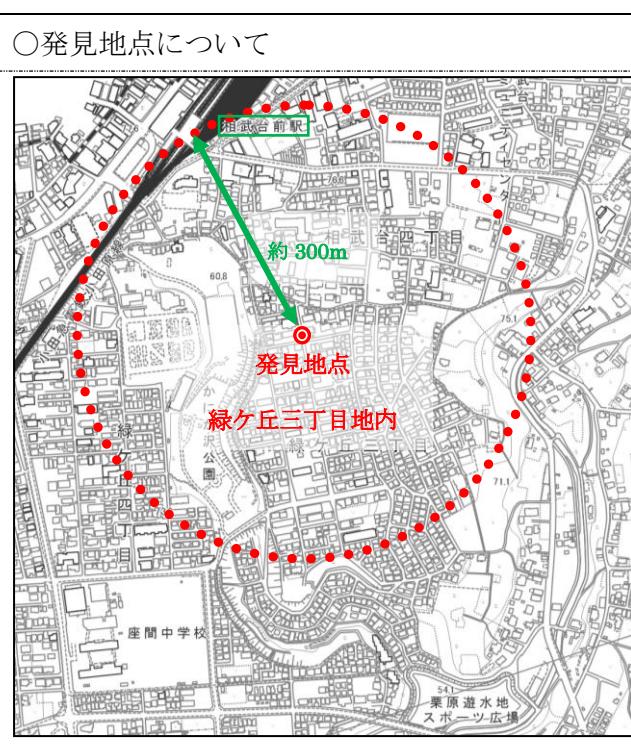
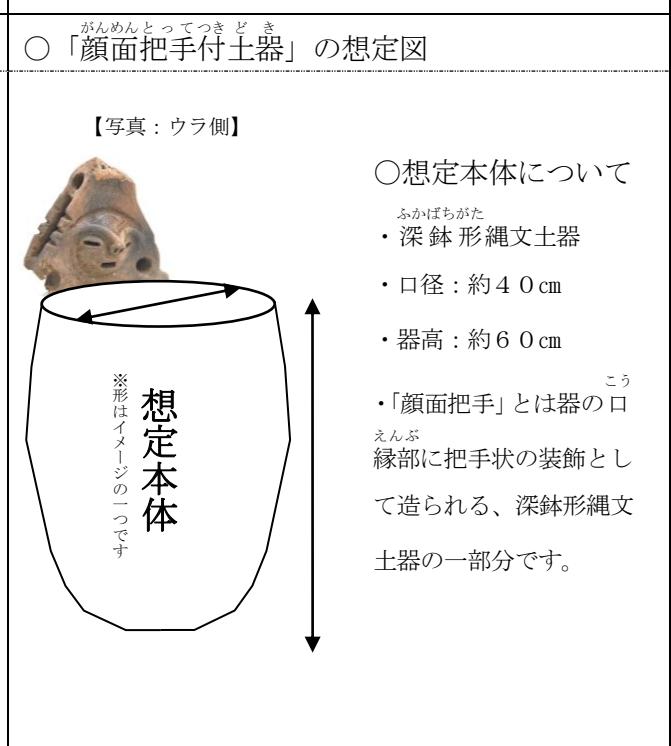


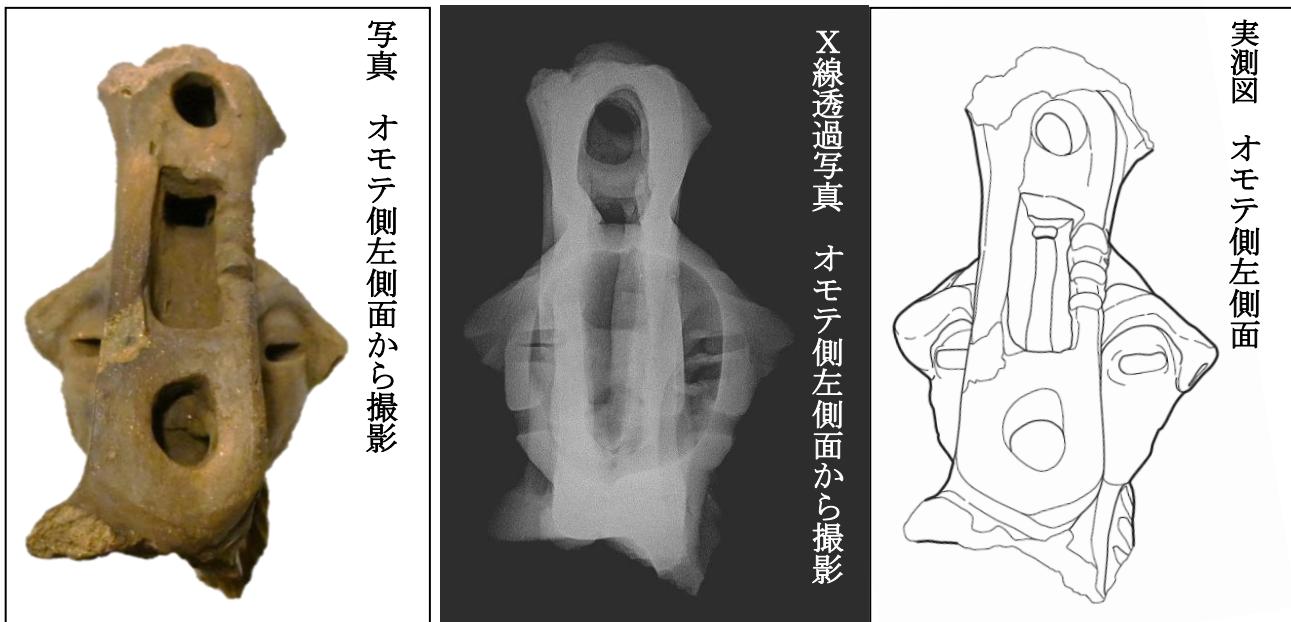
座間市教育委員会

～表裏に顔面がある縄文時代の遺物を調査・研究しました～

○情報

- 名称 表裏型顔面把手 1点 座間市指定重要文化財(考古資料)
- 造形 表裏に半球状の顔、中空、表面が磨き上げられた三角状を呈する土製素焼である。 ○発見日 令和4年10月7日(金)
- 時代 縄文時代中期(約5500~4500年前)の中葉 ○重量 428.0g ○寸法等 下記のとおり
- 注目点 ①座間市初の「顔」遺物、②珍しい表裏に顔面造形、③座間市指定重要文化財で初めての考古資料

○表裏型顔面把手 オモテ側(土器の外向き側)	○表裏型顔面把手 ウラ側(土器の内向き側)
 <p>【写真：オモテ側】</p> <p>表裏 一体</p> <p>(最大高 132.8mm)</p> <p>(最大幅 144.1mm)</p>	 <p>【写真：ウラ側】</p> <p>(顔面の直径：約70mm)</p>
○発見地点について	○「顔面把手付土器」の想定図
 <p>発見地点</p> <p>約300m</p> <p>緑ヶ丘三丁目地内</p>	 <p>【写真：ウラ側】</p> <p>想定本体</p> <p>※形はイメージの一つです</p> <p>○想定本体について</p> <ul style="list-style-type: none">・深鉢形縄文土器・口径：約40cm・器高：約60cm・「顔面把手」とは器の口 えんぶ 縁部に把手状の装飾とし て造られる、深鉢形縄文 土器の一部分です。



◎注意 この記事や画像の学会発表や商用利用などの目的で転載・使用することを固く禁じます。

◎X線透過写真について この撮影による調査は、公益財団法人山梨文化財研究所に御協力をいただきました。

市の緑ヶ丘地域、かにが沢公園の東側台地上における蟹ヶ澤遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地内）で、令和4年10月7日に行われた水道管布設替工事の際に、考古資料の「表裏型顔面把手」が発見されました。

この考古資料は、縄文時代中期中葉の勝坂式期の縄文土器（土製素焼）です。市内で「顔」を表現した考古資料として、初めて確認されました。

また、考古学では「顔面把手付土器」と呼ばれる土器本体の一部破片（「顔面把手」の部分）です。南関東・甲信地方を中心に出土例があるため、原形は深鉢形の縄文土器であったものと想定されます。深鉢形縄文土器は主に調理道具ですが、顔面把手は日常生活での使用には不向きな装飾であることから、儀式等の特別な場で煮沸道具として使用された可能性があります。

顔面把手の表裏両面に顔面がついているものは大変珍しく、この類型は座間市その他に長野県伊那郡高森町と東京都日野市の2例が確認されているのみで、全国的に見ても希少です。この造形は、外面観察やX線透過写真を撮影して調査したところ、顔面部を球状とし、その周囲に三角板状の粘土板を接合する、複雑な造形であることが分かりました。球状の顔面部は内部が空洞（中空）となっており、両側から目・口の穿孔が確認できます。このことから、角度によって光が目に差し込むような鑑賞が楽しめます。

このように、「表裏型顔面把手」は、蟹ヶ澤遺跡の精神文化を顕著に示す遺物であり、本市にとって傑出した遺物であることから、特に保護の価値があると認められました。こうして、令和6年4月24日に文化財保護委員会から答申がなされ、5月15日の教育委員会で審議を経て、座間市指定重要文化財（考古資料）に指定が決定されました。今回の指定は、「北條藤菊丸棟札」（工芸品）に次ぐ通算38件目、考古資料としては初めてのことです。

現在は、市教育委員会が所有・保管しています。

（令和6年5月27日現在）

★お問い合わせ先 教育部生涯学習課文化財担当 TEL046(252)8431